

奈良県新型インフルエンザ等対策 行動計画の概要

平成26年1月
奈良県

1. 経緯

【国の動き】

- 平成17年12月 「新型インフルエンザ対策行動計画」策定
- 平成21年 2月 行動計画の抜本改正（感染症法改正に伴う）
- 平成23年 9月 行動計画改定（2009年新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ）
- 平成24年 5月 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」制定
- 平成25年 4月 同法施行
- 平成25年 6月 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」策定

【県の動き】

- 平成17年12月 「奈良県新型インフルエンザ対策行動計画」策定
- 平成18年 6月 一部改定
- 平成25年 3月 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第26条に基づき、
「奈良県新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定

2. 計画の趣旨

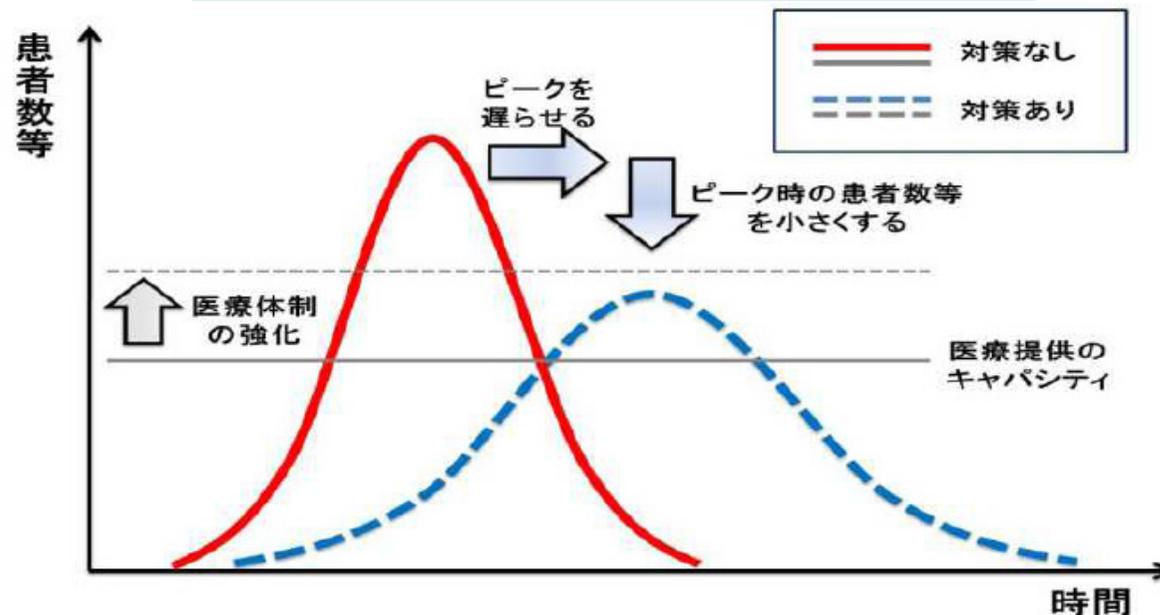
- 新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的なパンデミックとなり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）は、国家の危機管理法として、新型インフルエンザ等対策の法的根拠を明確にした。
- 県は、特措法第7条に基づき、対策の充実・強化を図るため、平成17年12月に策定した県行動計画を廃止し、新たな県行動計画を策定する。
- 計画策定にあたり、平成25年6月に策定された新型インフルエンザ等政府行動計画を踏まえ、奈良県が実施する措置や多様な病原性に対応可能な対策の選択肢等を示す。

3. 対策の基本方針

奈良県では全庁をあげ、国、市町村、関係機関と連携し、
次の2点を目的として対策を講じる。

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- ②県民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

対策の効果 <概念図>



4. 被害想定

項目		全国	県内
患者数 (人口の25%)		約3,200万人	約35万人
医療機関受診者		約1,300~2,500万人	約14~27万人
中等度 (致命率 0.53%)	入院患者 (1日当たり最大)	約53万人 (約10.1万人)	約5,800人 (約1,100人)
	死亡者数	約17万人	約1,900人
重度 (致命率 2.0%)	入院患者 (1日当たり最大)	約200万人 (39.9万人)	約22,000人 (約4,400人)
	死亡者数	約64万人	約7,000人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度	

流行規模は、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり、上記の想定を超えるものもあり得ることも念頭におく。

5. 計画の主な内容

＜対象＞ 新型インフルエンザ等感染症、新感染症

＜特措法で盛り込まれた新たな対策＞

(1) 緊急事態宣言時における対策（特措法に基づく）

- 外出自粛、集会施設や催物等の制限の要請、指示
- 医療提供体制の確保（臨時の医療施設の開設等）
- 生活物資の売渡要請、収用
- 医薬品等緊急物資の運搬・輸送の要請、指示 など

(2) 指定（地方）公共機関（特措法に基づく）の役割等

＜留意点＞

- (1) 基本的人権への配慮
- (2) 特措法＝危機管理法であること
- (3) 関係機関相互の連携・協力

対策推進のための役割分担

国	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体としての体制の整備、対策の推進 ・発生時の基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言 ・新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内における新型インフルエンザ等対策（地域医療体制の確保、感染拡大防止策等）の主体 ・関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整・推進 ・緊急事態宣言時には、法に定める緊急事態措置（外出自粛、施設使用制限等）を実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対するワクチンの接種、要援護者等への生活支援等 ・県や近隣市町村と緊密に連携して対策を実施
保健所設置市	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を集約、医療体制の確保、感染拡大防止等について、方針検討段階から県と緊密に連携する
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策や医療資器材の確保、診療継続計画の策定等 ・発生時は、診療継続計画等に基づき医療を提供
指定（地方）公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制や生活・経済の安定維持に関わる医療機関、事業者等（放送、電信電話、運輸、医師会等、製薬会社、電気ガス会社等） ・新型インフルエンザ等発生時に、法に基づき新型インフルエンザ等対策（医療提供、社会機能維持等）を実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた感染予防策の実施、重要業務の事業継続の準備等 ・新型インフルエンザ等発生時に、活動の継続に努める
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染予防策の実施、重要業務の重点化の準備 ・新型インフルエンザ等発生時に、一部の事業を縮小 ・多数の者が集まる事業を行う場合、感染防止措置の徹底
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等及び発生時の行動等の知識の習得 ・マスク・咳エチケット等個人レベルの感染対策の実践、食料品・生活必需品の備蓄等 ・新型インフルエンザ等発生時に、状況や対策等の正しい情報を得て、感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

6. 発生段階別の概要

国内発生以降の発生段階は、国の示す基準を基に都道府県単位で国と協議の上判断

※奈良県における発生段階は次の6段階

流行状態	県の発生段階	国の発生段階
① 新型インフルエンザ等が発生していない	未発生期	未発生期
② 海外で新型インフルエンザ等が発生	海外発生期	海外発生期
③ いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、奈良県内では発生していない	県内未発生期	国内発生早期 国内感染期
④ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える	県内発生早期	
⑤ 県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	国内感染期
⑥ 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている	小康期	小康期

○各発生段階における対策の目的

発生段階	対策の目的
未発生期	・発生に備えた体制整備（行動計画の策定等）を進める
海外発生期	・法に基づく対策本部を設置する ・国内外の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める ・国内・県内発生に備えた体制の整備・再確認
県内未発生期 (国内発生早期)	・情報収集、県内発生の遅延と早期発見に努める ・県内発生に備えた体制の整備を行う
県内発生早期	・県内での感染拡大をできる限り抑える ・患者に適切な医療を提供する ・感染拡大に備えた体制の整備を行う
県内感染期	・医療体制を維持し、健康被害を最小限に抑える ・県民生活・経済への影響を最小限に抑える
小康期	・県民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える

○主要項目

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有、
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

○発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前準備 ・ 体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内発生の遅延と早期発見 ・ 体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内発生の遅延と早期発見 ・ 県内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大の抑制 ・ 適切な医療の提供 ・ 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制の維持 ・ 健康被害、県民生活・経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画、業務計画の策定 ・ 連携体制確立 ・ 研修、訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部設置 ・ 庁内各部局において、関係機関と対策等を協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本的対処方針及び県行動計画等に基づき、対策を協議し実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内発生による体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大に伴う対策の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策の見直し
				<p>☆緊急事態宣言発出時 ・ 国の基本的対処方針および県行動計画に基づき、必要な対策を実施</p>		
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時のサーベイランス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内サーベイランスの強化 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内患者の全数把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラスターサーベイランスや重症患者サーベイランスへ移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の体制に戻す
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供、共有について庁内外の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民に対し多様な手段による情報提供 ・ 国、市町村、関係機関と情報共有を密にする ・ 相談窓口の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民に対し多様な手段による情報提供 ・ コールセンター等の充実 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供のあり方 ・ コールセンター等のとりまとめ

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベル、地域や職場レベルで感染予防や対応方法について普及啓発等 	<ul style="list-style-type: none"> 水際対策への協力 特定接種の準備、開始 住民接種の準備等 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法に基づく患者や接触者への対応、措置 住民接種の準備、開始等 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等へ感染予防策の勧奨 住民接種の準備、開始等 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等へ感染予防策の勧奨 住民接種の継続等 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた住民接種の継続等
医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制の整備 研修、訓練、備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センターの設置 帰国者・接触者外来の設置 検査体制の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センター拡充 帰国者・接触者外来拡充 感染症指定医療機関等への受入準備要請等 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来や感染症指定医療機関等による診療体制 全医療機関における院内感染対策を徹底するなど診療体制移行に向けた準備等 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の医療機関における診療体制へ移行 入院は重症者を対象とする 在宅療養者への医療提供等 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療に戻す 医薬品等の備蓄等
県民生活・経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 指定地方公共機関における業務計画の策定 物資及び資材等の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 職場における感染予防策の準備、実施 指定地方公共機関の事業継続にむけた準備等 		<ul style="list-style-type: none"> 消費者として適切な行動の呼びかけ 事業者に買占め売惜しみ等生じないように要請 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者として適切な行動の呼びかけ 	

☆緊急事態宣言発出時
 ・外出自粛、施設の使用制限等

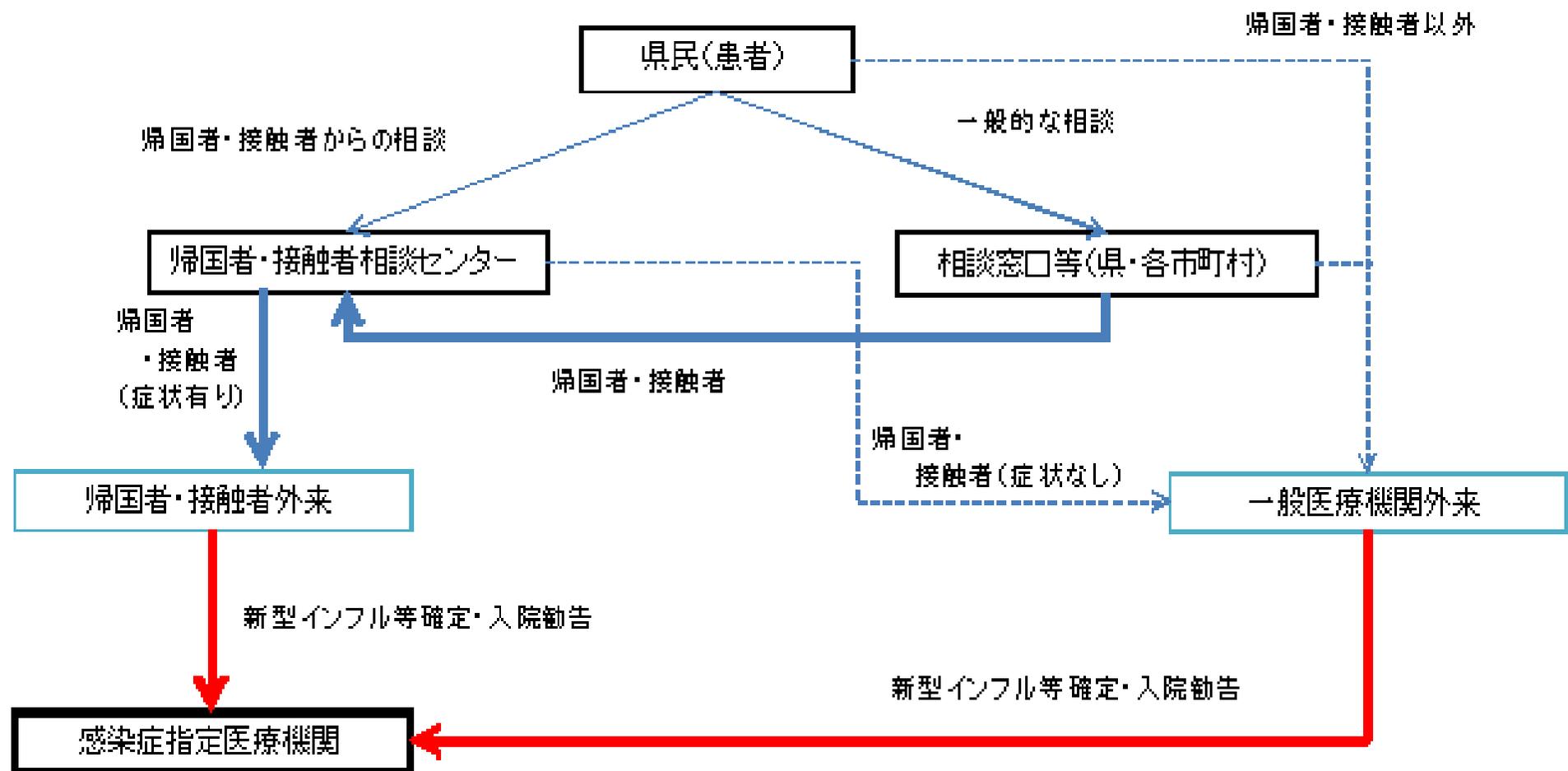
☆緊急事態宣言発出時
 ・医療や医薬品等の確保要請
 ・臨時の医療施設の設置

☆緊急事態宣言発出時
 ・指定地方公共機関は業務に必要な措置を開始
 ・緊急物資の輸送等

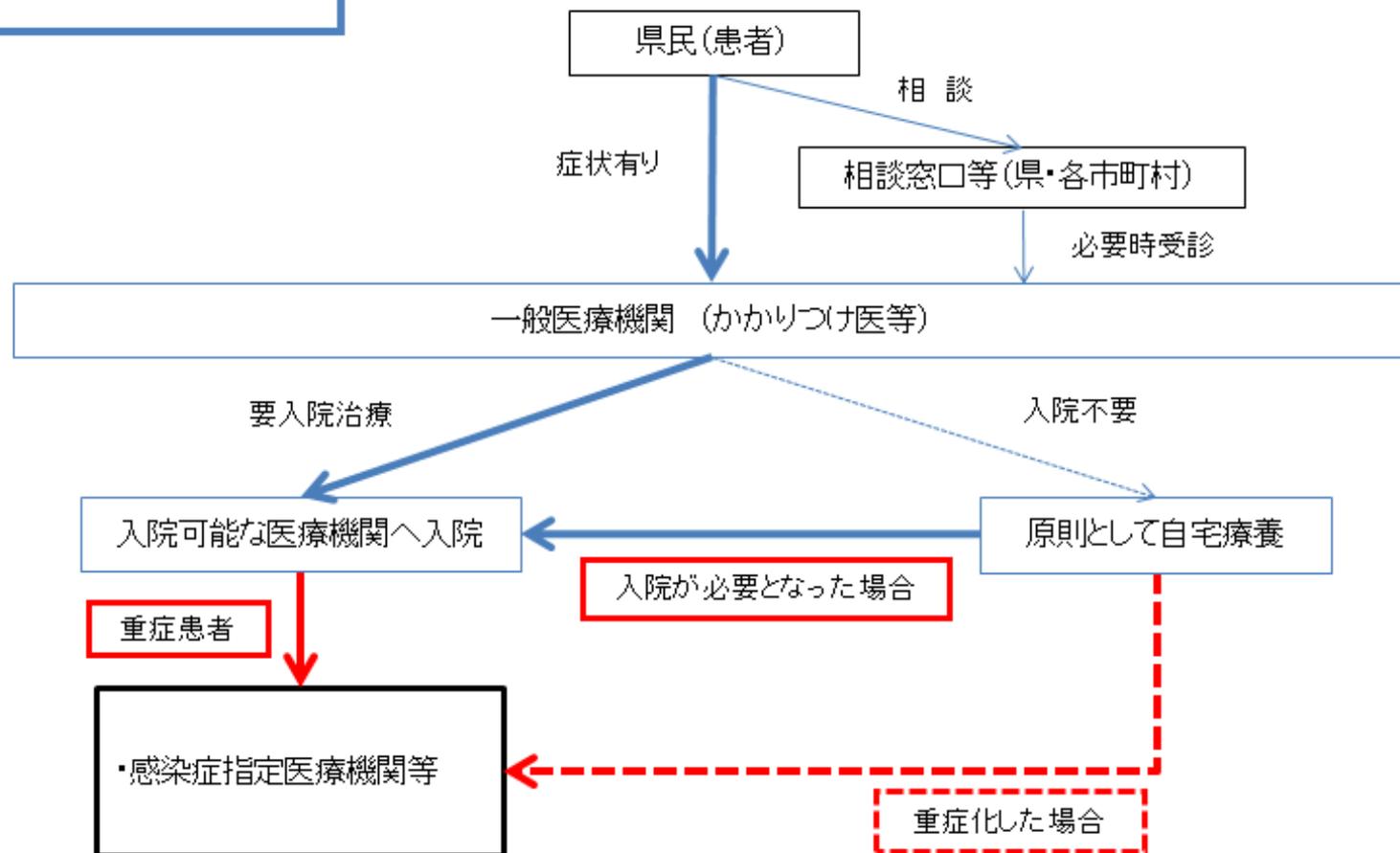
☆緊急事態宣言発出時
 ・指定地方公共機関は業務の継続
 ・緊急物資の輸送
 ・生活関連物資等の価格の安定
 ・要援護者への生活支援
 ・埋葬・火葬の特例
 ・特別な融資等

○発生段階ごとの医療体制

医療体制<海外発生期~国内発生早期>



医療体制< 県内感染期 >



- ここでいう「一般医療機関」とは、内科・小児科等、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を指す。
- 海外発生～県内発生早期において、帰国者や接触者であっても、帰国者・接触者相談センターを通さず受診する方もおり、一般医療機関においても院内感染対策を要する。
- 県内感染期には、帰国者・接触者外来は廃止し、原則、全ての医療機関において診療を行う。また、入院勧告も原則行わない。(患者入院による感染拡大防止等が望めないため)